

別記様式第1号（第3条関係）

（表面）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び代表者印〕

景観法第16条第1項に規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	和歌山市	
景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 重点地区（ ） <input type="checkbox"/> その他	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物（ ） <input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 <input type="checkbox"/> 特定照明	
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
行為地の現況		
設計者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

注意事項

- 1 届出書は、正副2通提出してください。
- 2 行為地の現況は、できるだけ詳細に記載してください。
- 3 代理人が届出をする場合は、委任状を添付してください。
- 4 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

(裏面)

種類	行為の内容				
	主要用途		構造		
建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 特定照明		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	m (階数: 階)			
	仕上材	屋根			
		外壁			
	色彩	屋根			
		外壁			
	特定照明	照射面積: m ²		照明機材・数:	
工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 特定照明		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	築造面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	m	長さ	m	
	仕上材				
	色彩				
	特定照明	照射面積: m ²		照明機材・数:	
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積	m ²		
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	行為面積	m ²		
施行方法		<input type="checkbox"/> 切土 <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> その他			
木竹の伐採	区域面積	m ²			
	主要樹種				
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	堆積面積	m ²			
	堆積物の種類				
	堆積期間	年 月 日から 年 月 日まで			

注意事項

- 1 各項目ともできるだけ具体的に記載してください。
- 2 この届出書とともに必要な図書を添付してください。
- 3 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

(添付書類)

1 建築物の建築等又は工作物の建築等

- (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表す図面（縮尺2, 500分の1以上）
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- (4) 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図（縮尺50分の1以上）
⇒景観法施行規則第1条第2項第1号規定

2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為

- (1) 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺2, 500分の1以上）
- (2) 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺100分の1以上）
⇒景観法施行規則第1条第2項第2号規定

3 条例第8条各号に掲げる行為

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺2, 500分の1以上）
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺100分の1以上）
⇒和歌山市景観条例施行規則第3条第3項規定

4 その他参考となるべき事項を記載した図書

⇒景観法施行規則第1条第2項第3号規定

※上記に掲げる図書において、市長が添付の必要がないと認めるときは省略できる。